

公益信託 岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金

交通遺児届出書（新規・継続）
いずれかに○印

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中
掲題公益信託による支援金給付を受けたく、下記のとおり申請します。
なお、この書類に記載する氏名・住所等の個人情報（健康状態に関する事項を含む）は、支援金給付対象者の選考等基金の運営に必要な範囲で、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。
また、給付が決定した場合は、氏名・学校名等の個人情報が主務官庁へ開示されることに異議ありません。
私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

年 月 日

本人	フリガナ			
	氏 名	(自署)		
	生 年 月 日	西暦	年	月 日
	現 住 所	〒 -		
	学 校 名	高等学校 年生（本年4月時点）		
現在の保護者等	フリガナ			遺児との続柄（ ）
	氏 名	(自署)		
	生 年 月 日	西暦	年	月 日 (歳)
	現 住 所	〒 - TEL ()		

以下の太枠内については、既に支援金の給付を受けた方は記入不要です。

交通事故により死亡した親	氏 名	遺児との続柄（ ）		
	死亡年月日	年	月	日
	事故発生日時	年	月	日（午前・午後） 時 分頃
	事故発生場所			
	取扱警察署	警察署		

上記の記載事項に相違ないことを証明します。 年 月 日	学校住所	〒 - TEL ()
	学 校 名	高等学校
	学校長名	印 (裏面あり)

《注意》
必ず、学校長を経由して書類を提出してください。
新規で応募される方は、交通事故により死亡した事実が確認できる交通事故証明書および在学証明書を添付してください。既に受給中で継続して給付を希望する方は、交通事故証明書および在学証明書は不要です。

奨学金振込口座届

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	銀行名	☑をつけてください		支店名	☑をつけてください									
		☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協			☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ 営業所									
預金種別	普通預金 ゆうちょ銀行の「通常貯金」も「普通預金」として取り扱います。	口座番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>											
お受取人	【ご留意事項】 必ず奨学生ご本人（又は保護者等） 名義の口座をご記入ください。	フリガナ												
		口座名義												

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為